

第17回 府中市農業委員会総会議事録

1 開 会 令和3年11月24日（水）午後1時58分

閉 会 令和3年11月24日（水）午後2時23分

場 所 市役所北庁舎3階第1会議室

2 会議録署名委員

14番 伊藤久夫 委員 18番 榎本重雄 委員

12番 市川耕作 委員（会長）

3 出席委員

3番 堀江甚貴 委員 4番 菊池伸明 委員

6番 石川孝治 委員 7番 平田佳子 委員

9番 小林茂 委員 11番 小牧直子 委員

12番 市川耕作 委員 14番 伊藤久夫 委員

16番 岡田正宏 委員 18番 榎本重雄 委員

19番 石坂成雄 委員 20番 戸井田昭次 委員

4 欠席委員

5番 高木一郎 委員

5 出席を要さない委員

1番 筒井敏彦 委員 2番 松村昌治 委員

8番 住崎岩衛 委員 10番 大室正行 委員

13番 澤井正 委員 15番 千金楽千詠 委員

17番 志水清隆 委員

6 議 長

12番 市川耕作 委員（会長）

7 事務局（説明員）

高野和夫局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 楠澤有一事務職員

林光夫事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について
- 9 その他
 - (1) 令和3年度府中市農産物品評会実施結果について
 - (2) 生産緑地地区の制限解除について
 - (3) 11月度活動報告について
 - (4) 次回の総会開催日
 - (5) その他

午後1時58分開会

○議長（市川委員） 時間少し前ですが、皆さんお揃いですので始めたいと思います。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。朝晩ずいぶん冷えてきましたので、皆さん体調管理にはお気を付けください。

ただ今から、第17回府中市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、土地利用部会の委員さんと農業経営部会の正副部会長さんにお集りいただいております。なお、高木委員さんから都合により欠席との連絡が入っています。

出席者の人数は定足数に達していますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声）

ご異議がないようですので、今回は、14番、伊藤委員さん、18番、榎本委員さんにお願いいたします。

また、今回も会議の時間短縮に心がけ、新型コロナウイルス感染防止に努めたいと思います。議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思いますので省略しまして、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、341平方メートル。届出書が到達した日は令和3年10月19日、転用の目的は障害者グループホームとなっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は岡田委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は岡田委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願ひし

ます。

○議長（市川委員）　はい、岡田委員さん如何ですか。

○委員（岡田委員）　はい、11月1日に現地の確認に行きました。今まで耕作していた跡はありましたが、今現在は草が一面生えていました。工事は始まっていませんでしたが、問題はないと思います。その後、18日に近くを通った時、業者がいたので、聞いたら12月に入ったら本格的に工事が始まるとのことでした。以上です。

○議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項の報告は了承することといたします。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は八王子市大塚〇〇〇〇の〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、紅葉丘〇の〇〇の〇、485平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、令和3年10月26日、転用の目的は資材置場となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は石坂委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員）　石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員）　はい、10月28日に確認してまいりました。現地は柿の幼低木が植えてあり下草等は管理されていました。特に問題はありません。

○議長（市川委員）　はい、ありがとうございます。他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項の報告は了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。本件は〇〇委員さんが関係人となりますので、審

議の間、席を外していただきたいと思います。

(○○委員退席)

それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人は町田市山崎町○○○の○、○○、○○○○、申請者、被相続人、白糸台○の○○の○、○○○、特例適用農地は白糸台○の○の○、○の○、○○の○、○○の合計4筆、畠、2, 650平方メートル。

2から4ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、當農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんにお願いしています。

○事務局（榎澤事務職員）　　はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は石坂委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員）　　石坂委員さん如何でしょうか。

○委員（石坂委員）　　はい、11月16日に申請のあった農地の確認をしてまいりました。それぞれ、大根、さといも、ネギ等、多品目の野菜が栽培され、一部には柑橘系の木が植えてあり、下草は適正に管理されていて、問題はありません。

○議長（市川委員）　　はい、ありがとうございます。他にご意見ございますか。（「異議なし」の声）

異議ないようなので、第1項は証明することといたします。

○○委員さんがお戻りになるまで少々お待ちください。

(○○委員着席)

○議長（市川委員）　　○○委員さん、第1項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。報告件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申出生産緑地は四谷〇の〇〇の〇、畝、704平方メートル。

2、3ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申出生産緑地の明細書で、4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川会長さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　　はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は市川会長さんにお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員）　　本件は私が担当で、去る21日に現地を見てきました。ここは夏に相続が発生し、その関係で買取り申請をすると思われます。現地は現在手が入っておらず草も生えていましたが、やむを得ないと思われます。他にご意見ありますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等ないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第5号議題　引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請件数は4件です。今回は第1項から第3項までと第4項の2回に分け審議をしたいと思います。まず、事務局から第1項から第3項までの現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が平成30年10月25日から令和3年10月18日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇の〇から〇の合計4筆、畝、2, 334平方メートル。

第2項、次の者が平成30年10月3日から令和3年10月19日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇の合計4筆、田と畝を合わせて496. 10平方メートル。

第3項、次の者が平成30年11月12日から令和3年11月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、多磨町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は多磨町〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇の合計2筆、畠、1, 595平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成30年11月15日から令和3年11月3日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇〇の〇、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇、小柳町〇の〇〇の〇の合計4筆、田と畠を合わせて2, 232平方メートル。

3から5ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、梅、各種野菜を生産しています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんにお願いしています。

7から9ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、米、各種野菜を生産しております。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

11から13ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、クリスマスローズ、ギボウシ等地被類を生産しています。

14ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。

15から18ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種花卉類を生産しております。

19、20ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　　はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項の現地の確認は伊藤委員さんにお願いしています。

第2項の現地の確認は澤井委員さんにお願いしていましたが、委員さんは本日出席しておりませんので、現地確認の結果を事前に連絡をいただいておりまして、「10月26日に現地確認を行いました。当該地の大きい方は稻刈りをした後になっていました。小さい方はハウスがありトマトが栽培されていました。管理は概ね良好でした。」とのことでございます。

第3項の現地の確認は戸井田委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願

いします。

○議長（市川委員） 第1項、伊藤委員さん如何ですか。

○委員（伊藤委員） 11月21日に現地の確認を行いました。案内図の当該地右側は梅が植えてありました、左の方は畑になっていまして、各種野菜が栽培してありました。草もほとんどなく問題はないと思います。

○議長（市川委員） はい、第2項は先ほど事務局から報告があったとおりです。

第3項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） 11月1日に現地確認に行きました。果樹類、ネギ類が植えてあり適正に管理されています。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することといたします。

次に、第4項ですが○○委員さん関係人となりますので、審議の間、席を外していただきたいと存じます。

（○○委員退席）

○議長（市川委員） それでは、事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4項の現地の確認は平田委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、平田委員さん如何ですか。

○委員（平田委員） 11月21日に確認をしました。19ページの当該地は花の苗を育てていました。20ページの方は農作物はありませんでしたが、すごくきれいにしてあり、全く問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。他に、ご意見等ございますか。

（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第4項は証明することといたします。

○○委員さんがお戻りになるまで少しお待ちください。

（○○委員着席）

○議長（市川委員） ○○委員さん、第4項は証明することになりましたので、お伝えします。

次に、「第6号議題 都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定審査の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第6号議題の説明文

第6号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を認定するものであります。

2ページの別記をご覧ください。

1の申請者の氏名等の使用借人は押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は、押立町〇の〇〇の〇、〇、〇の合計3筆、田、1, 050平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和3年12月1日から令和8年11月30日までの5年間。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、合計2, 686平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計3, 736平方メートル。

3ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、6ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、8ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、7ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と8ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

9ページの案内図は、当該地を示しております。現地の確認は榎本委員さんにお願いしています。

○事務局（椹澤事務職員）　　はい、会長、第6号議題、都市農地の貸借等に係る事業計画の認定について。

第1項の現地の確認は榎本委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願いします。

○議長（市川委員）　　第1項、榎本委員さん如何ですか。

○委員（榎本委員）　　先日、現地確認を行ったところ、きちんと管理されていて問題ありません。

○議長（市川委員）　　はい、他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご異議ないようですので、本件は認定することといたします。

次に、9 「その他」に入ります。

その他の資料につきましても、事前にお配りしている資料はお読みいただいていると思いますので、説明は省略し、質問等があればお願ひいたします。

まず、資料ナンバー1の「令和3年度府中市農産物品評会実施結果について」ですが、何かありますか。

（1）令和3年度府中市農産物品評会実施結果について

今年度、農業まつりは中止となりましたが、農産物品評会は実施したいとの声が多くあつたので、会場を市役所会議室として2年ぶりに開催しました。

実施日時は11月9日、火曜日、午後1時30分から3時。場所は市役所北庁舎3階第5、6会議室。出品者は22人、出品点数は129点（前回、元年度196点）で審査結果は別紙の通りでございます。

審査結果につきましては、いも類の最優秀賞は、「さといも」の〇〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

根菜類の最優秀賞は、「かぶ」の〇〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

葉菜類の最優秀賞は、「はくさい」の〇〇〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

洋菜類・中国野菜の最優秀賞は、「ブロッコリー」の〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

果実の最優秀賞は、「かき」の〇〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

花卉の最優秀賞は、「ハボタン」の〇〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

椎茸の最優秀賞は、〇〇〇〇〇さん、優秀賞、優良賞、努力賞は記載の通りです。

最後に府中市農業委員会長賞として、「鶏卵」の〇〇〇〇さん、「きゅうり」の〇〇〇〇さん、「ナス」の〇〇〇〇さんが受賞されました。

以上ですが、当日、ジェイコムの取材があり、その様子が12月1日から14日までの午前9時と午後8時の2回「まるごと府中」で放映されますのでご覧いただきたいと思います。

(…)

○議長（市川委員）　　今回は市役所会議室ということで、出品数は前回の3分の2ぐ

らいでしたが、みなさんに良いものを出していただきました。来年は本来の姿に戻ることを期待しています。

次に、資料ナンバー2の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。

(2) 生産緑地地区の制限解除について

本件は買取申出ナンバー296で、買取申出者は小柳町の○○○○さんです。

○議長（市川委員） 買取り申請が8月に出まして、解除が本日24日となります。

よろしければ、資料ナンバー3の「11月度活動報告について」ですが、何かありますか。

(…)

なければ、「次回の総会開催日」ですが、次回は12月21日、火曜日、午後2時から第4会議室で開催しますので、ご出席をお願いします。

次に(5)のその他ですが、委員さんからありますか。

(…)

それから、皆さんに、東京都農業会議が国、東京都へ出す要望、意見の案を配っていますが、何かあれば12月3日までに事務局へ申出てください。

○委員（平田委員） アンケートが農業会議から来ましたよね。

○事務局（加藤主査） はい、東京都農業会議が東京都から委託を受けて市内の農家さんにお願いしているもので、農地の貸借についての考えを調査したいという趣旨で、アンケート調査を発送させていただきました。

実施主体は農業会議ですが、農家個々の情報は私どもが持っているので、封筒へのあて名の貼付で協力しています。

アンケートには名前を書くようになっていますが、名前を書くのは遠慮したいという方は無記名でも結構ですし、提出しなくても良いと思っていますので、できる範囲でご協力をお願いいたします。

○議長（市川委員） あと、先ほどの国への要望、東京都への意見の案を見て私が感じたのは、最近スマート農業ということで、A IとかI C Tを活用した農業やハウスの管理などの例が増えてきていますが、その利用や支援に触れられていない感じがしました。

また、先日17日の東京都農業会議常設審議委員会で、農業者が農業機械を使うことから国会や議員の中でC O 2を出す悪者になっていると言うので、逆ではないか、機械は使うが農作物を栽培し、結果としてC O 2をより多く吸収し酸素をより多く供給してカーボンニュートラルに貢献していると言いました。農業会議の会長さんも同

じ意見でした。

市の都市計画審議会に出席した際には、市として少しでも緑を増やす施策を考えたらどうかとも要望しておきました。

皆さんも国への要望、東京都への意見をどんどん出していただきたいと思います。

他に事務局から何かありますか。

○事務局 ありません。

○議長（市川委員） それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第17回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。次回も今回と同様に出席委員さんの人数を抑制してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

午後2時23分閉会